

規制の事前評価書

政策の名称	火山災害警戒地域における避難確保計画作成に係る規定の創設
法令（案）の名称	活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案
担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付 活動火山対策法制企画室 （参事官：青柳一郎）
評価実施時期	平成 27 年 5 月

1 政策の名称

火山災害警戒地域における避難確保計画作成に係る規定の創設

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

火山現象の発生時に避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること。

(2) 規制の内容

ア 内閣総理大臣は、本法律案で策定することとされている基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

イ 地方防災会議（都道府県・市町村）は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に警戒避難体制の整備について定めなければならない。その際、市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、警戒地域内に次の掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものに限る。）がある場合に、これらの施設の名称及び所在地について定めなければならない。

- ・ ロープウェイの停留場、宿泊施設等不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

- ・ 社会福祉施設、学校、医療施設等主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの
- ウ イにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設（以下「避難促進施設」という。）の所有者等は、単独で又は共同して、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これに基づき避難訓練を行うとともに、避難確保計画を作成したこと及び避難訓練の結果について、市町村長に報告しなければならない。

(3) 規制の必要性

昨年9月の御嶽山の噴火では、発生予測が難しい水蒸気噴火が突如発生し、噴火自体は小規模だったものの、火口付近の多くの登山者が被災した。この噴火を教訓に、

- ・ 噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること
- ・ 火山現象の発生時には、短時間で一斉に避難する必要があることから、今まで以上に、火山ごとに関係者が一体となって警戒避難体制を検討することが必要不可欠であること

などの課題が改めて認識された。

これらの課題に対応するため、本法案においては、関係者が参画する火山防災協議会の意見聴取を経て警戒避難体制の整備に関する事項を地域防災計画に位置づけることとし、当該地域防災計画に名称及び所在地が定められた、特に利用者の避難の確保を図ることが必要と認められる施設の所有者等に避難確保計画の作成を義務付けることとしているところ。各施設の避難確保計画作成の具体的な必要性は以下のとおりである。

- ・ ロープウェイの停留場等の不特定多数の者が利用する施設は、登山者等が集まる拠点である。噴火時には短時間で広範囲にわたり避難を行う必要があり、こうした登山者等が集まる拠点となる施設と連携した警戒避難体制の整備が必要であるため。
- ・ 社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は、避難に時間を要する者が利用しており、噴火時には施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるため。

(4) 法令（案）の名称とその内容

- ・ 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案
御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の

強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

3 想定される代替策

不特定多数の者が利用する施設や防災上の配慮を要する者が利用する施設において、火山現象の発生時に当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るためには、当該施設の所有者等に対し、施設利用者の避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成と、当該計画に基づく避難訓練の実施を義務付ける以外に方法はない（任意の計画作成や避難訓練の実施では限界がある。）。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

避難促進施設の所有者等が避難確保計画を作成するために必要な費用や当該計画に基づき訓練を実施するために必要な費用、当該計画の作成及び訓練結果について市町村長に報告するための費用が生じる。

<代替案>

—

【行政費用】

<本対策案>

避難促進施設の所有者等から避難確保計画の作成及び訓練の実施結果について市町村長が報告を受ける費用が生じる。

また、上記報告を受けた市町村長が、当該計画又は訓練について、火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要だと判断し、助言又は勧告を行う場合は、当該助言又は勧告のための費用が生じる。

<代替案>

—

【その他社会的費用】

<本対策案>

特になし。

<代替案>

—

② 便益

<本対策案>

本対策案により、避難促進施設ごとに、あるいは施設間で共同して、火山現象の発生時における対応をあらかじめ計画に定め、かつ、当該計画に基づき避難訓練を実施しておくことで、実際に火山現象が発生した際に、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られることとなる。

<代替案>

—

5 政策評価の結果

本対策案は、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、規制の対象施設は不特定多数の者や避難に時間を要する者が利用する施設であり、そうした施設において火山現象の発生時における対応をあらかじめ計画に定め、避難訓練を実施しておくことで、火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られることを鑑みれば、本対策案により得られる便益が非常に大きいものに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

6 有識者の見解その他関連事項

中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループにおいてとりまとめられた「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」（平成 27 年 3 月 26 日）において、以下の記述がある。

Ⅱ. 火山防災対策推進への提言

【4. 火山噴火からの適切な避難方策等について】

（2）登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方

③集客施設と連携した避難対策の推進

（現状と課題）

火山周辺には、宿泊施設、スキー場、ロープウェイの駅舎等、多くの集客施設が存在し、各地から多数の旅行者が集まっている。こうした状況の中で、旅行者が円滑に避難するためには、個々の集客施設による施設利用者の避難誘導が重要となるが、具体的な取り組みは必ずしも進んでいない。

(実施すべき取組)

国や地方公共団体は、火山付近の集客施設と連携して、情報の収集・伝達体制の整備、避難および救助対策の検討、防災訓練の実施等に取り組むべきであり、また、火山周辺の集客施設が参画する観光関係団体は、火山防災協議会へ積極的に参画すべきである。

また、火山防災協議会における検討の結果、特に施設利用者の避難体制の構築が必要と考える施設においては、施設管理者による施設利用者への情報伝達や避難誘導など避難確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成やこれに基づく訓練の実施を促進するべきである。さらに、国や地方公共団体は、これらの施設管理者に対して、具体的な避難確保計画作成のための技術的な支援を行うべきである。

また、本条と同様の規定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 71 条、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 2 に設けられている。

7 レビューを行う時期又は条件

政府は、本法律案の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。